

公務（通勤）災害の認定

- 1 公務災害の認定要件
- 2 公務上の負傷の認定基準
- 3 公務上の疾病の認定
- 4 公務上の疾病の認定基準
- 5 通勤災害の認定基準

1 公務災害の認定要件

☑公務による災害（公務起因性）

「公務」と「災害」との間に相当因果関係があること

(1) 公務遂行性…任命権者の支配下（命令を受ける関係）にあること

ア 任命権者の支配管理下にあつて公務に従事している場合

イ 任命権者の支配管理下にあり、かつ施設管理下にあるが、公務に従事していない場合

ウ 任命権者の支配管理下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合

※公務起因性の第一判断基準。公務遂行性がなければ公務起因性を判断するまでもなく公務外の災害となる。

(2) 公務起因性…経験則上傷病等の発生が公務に内在する危険の具体化したものであること

2 公務上の負傷の認定基準

次の(1)～(9)に掲げる場合に発生した負傷は、公務遂行性が証明され、公務起因性に対する反証事由(※)がなく、公務起因性を認めることが経験則に反しない限りは、原則として公務上の災害となる。

※反証事由:故意又は本人の素因、天災地変、局外的事象によるもの

- (1)職務行為等に起因する負傷
- (2)出張又は赴任期間中の負傷
- (3)特別の事情下の出退勤途上の負傷
- (4)レクリエーションに参加中の負傷
- (5)勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意による負傷
- (6)入居が義務付けられている宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷
- (7)職務遂行に伴う怨恨による負傷
- (8)公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷
- (9)公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷

2 公務上の負傷の認定基準

【公務上の事例】

会議に向かうために階段を下りていたところ、足を踏み外して転倒し負傷した。
階段←つまづく、足を踏み外すなどして転倒する危険は内在している。

【公務外とされた事例】

- ・会議に向かうために廊下（段差などがなく、滑りやすい状況にない）を歩いていたところ、めまいがして足がもつれ、転倒し負傷した。
廊下（段差などがなく、滑りやすい状況にない）←めまいがなければそもそも転倒する可能性がないため、めまいという本人の素因が原因となって発生した災害。
- ・外郭団体が行う研修を職員自身が自発的に受講した際に負傷した。
- ・人間ドックを受診中、病院の廊下で転倒し負傷した。
- ・勤務公署内に給水用のポットが設置されているにも関わらず、自動販売機でジュースを購入するため道路を横断中に自転車と接触し負傷した。

2 公務上の負傷の認定基準

(1) 職務行為等に起因する負傷

- ①通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の負傷(出張期間中を除く)
 - ア 法令又は権限のある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事
 - イ 地公法第39条の規定による研修を受講
 - ウ 地公法第42条の規定による健康診断を受診
- ②職務の遂行に通常伴うと認められる次のような合理的行為中の負傷
 - ア 生理的必要行為(※)のための往復行為 ※水を飲む・用を足す・食事をとるなど
 - イ 公務達成のための善意行為
- ③職務の遂行に必要な次のような準備行為又は後始末行為中の負傷
 - ア 準備行為(更衣、機械器具の点検及び作業環境の整備)
 - イ 後始末行為(機械器具の整備、格納、作業環境の整備及び更衣)
- ④勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為
- ⑤非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為

2 公務上の負傷の認定基準

(2) 出張(公用外出を含む)又は赴任期間中の負傷

以下の場合を除く。

- ①合理的な経路又は方法によらない場合
- ②①に該当する場合以外の場合において恣意的行為を行っているとき
- ③出張先の宿泊施設が法第2条第2項に規定する住居としての性格を有する場合には、当該宿泊施設にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所の往復の途上にあるとき(通勤災害か否かの判断となる)

【公務外とされた事例】

- ・用務後の懇親会に出席し宿泊施設に戻る途中に凍結した路面に足を滑らせ転倒して負傷した。
- ・出張期間中に宿泊施設内のテニスコートを利用しテニスをしている最中に負傷した。

2 公務上の負傷の認定基準

(3) 特別の事情下の出退勤途上の負傷

緊急な用務のために呼び出された時の出退勤、深夜の出退勤など

【具体例】

- ①公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- ②突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ③午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- ④午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑤引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上

2 公務上の負傷の認定基準

(4)レクリエーションに参加中の負傷

- ①「レクリエーション」とは地公法第42条の規定に基づき、
- ア 1又は2以上の任命権者が単独又は共同して、自ら計画及び実施するもの
 - イ 任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合又は条例により設置された厚生福利事業団体で地方公共団体の長の監督下にあるものと共同して行うもの
 - ウ その他任命権者の支配管理の下に行われたもの
- ②「参加中」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場（準備運動を含む。）し、又は応援していることをいう。

【公務外とされた事例】

- ・職場の親睦会が企画したソフトボール大会参加中に負傷した。
- ・レクリエーション前日に練習した際に負傷した。

2 公務上の負傷の認定基準

(5) 勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

- ① 所属部局が、勤務公署又は勤務場所が交通不便である等の理由により、職員の出退勤に専用交通機関を便宜供与した場合の出退勤の途上にある場合
- ② 勤務時間前後に施設構内で行動している場合
- ③ 休息又は休憩中に勤務場所や附属施設を利用している場合

(6) 入居が義務付けられている宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷

(7) 職務遂行に伴う怨恨による負傷

【公務外とされた事例】

9 教諭が生徒を平手で叩いたところ、その生徒により暴行され負傷した。

→私的怨恨から発生した災害は公務災害とは認められない。

2 公務上の負傷の認定基準

(8) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の傷病の療養を行っているときに、病院内、通院中及び自宅療養中等に事故等を起こして負傷する場合がある。このような療養中の事故等による負傷の場合は、職務を遂行していないのであるから公務遂行性が認められず、原則としては私傷病(公務外)として取り扱われる。

しかしながら、一定の条件を満たす場合は、相当因果関係を認める場合がある。

【公務外とされた事例】

・公務中の事故で足を骨折し療養中、友人と釣りに出かけた際、釣り船に飛び乗ったところ再度同部位を骨折した。

→療養中通常生じうる出来事又は避けられない出来事とは認められない。

・公務上の災害の療養のため通院していたところ、バスが急ブレーキをかけたため転倒して頸椎捻挫を負った。

→当初の負傷がなくても転倒事故があれば頸椎捻挫を生じ得る。

3 公務上の疾病の認定

(1) 公務遂行性 ※公務起因性の第一判断基準

任命権者の支配下において「公務に内在する個々の有害因子を受け取る危険」にさらされている状態をいう。

(2) 公務起因性(相当因果関係)

相当因果関係とは、公務における有害因子が疾病の発症に相対的に有力な役割を果たしたと医学的に認められることをいう。次の3要件をすべて満たした場合に公務起因性が肯定される。

- ①公務における有害因子の存在
- ②有害因子のばく露条件
- ③発症までの時間的経過及び病態

(3) 複数の原因が競合する場合の認定の考え方

公務における有害因子が、当該疾病発症の相対的有力原因となる場合は、公務上となる。

4 公務上の疾病の認定基準

1 公務上の負傷に起因する疾病

- (1) 負傷した当時、何らかの疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
 - (2) 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
 - (3) 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
 - (4) 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合
- 自然経過的に発病又は増悪した場合は、公務遂行中であっても公務外となる(実務提要・上巻 67頁)

2 具体的列挙規定に該当する疾病

いわゆる職業病や心臓・脳血管疾患、精神疾患など

3 その他公務に起因することが明らかな疾病

4 公務上の疾病の認定基準

○心・血管疾患及び脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合の要件

(令和3年9月15日地基補第260号理事長通知から抜粋)

次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等の病態を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷(過重負荷)を受けていたことが明らかに認められることが必要

- (1) 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
- (2) 発症前に、通常の日常の職務(被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、1日当たり平均概ね8時間(1週当たり平均概ね40時間)の勤務内に行う日常の職務をいう。以下同じ。)に比較して特に過重な職務に従事したこと。

4 公務上の疾病の認定基準

○精神疾患が公務上の災害と認められる場合の要件

(平成24年3月16日地基補第61号理事長通知から抜粋)

当該精神疾患が対象疾病に該当し、かつ、次の1及び2の要件をいずれも満たして発症したと認められることが必要。

(1)対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、①又は②のような業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

①人の生命にかかわる事故への遭遇

②その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

(2)業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

※対象疾病とは、疾病及び関連保健問題国際統計分類第10回改訂版(以下「ICD-10」という。)第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神疾患であって、器質性のもの及び有害物質に起因するものを除くものとする。

5 通勤災害の認定基準

☑通勤災害とは、通勤による災害

すなわち、職員が(1)勤務のため、(2)住居と(3)勤務場所との間の往復を、(4)合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいう。

したがって、職員がその移動の経路を(5)逸脱し、又はその移動を(6)中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされない。

ただし、当該逸脱又は中断が、(7)日常生活上必要な行為を(8)やむを得ない事由により行うための(9)最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされる。

5 通勤災害の認定基準

(1) 勤務のため(の移動)

勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動

① 住居と勤務場所との間の往復

② 複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動

※地公法第38条第1項に違反して兼業を行っていた場合の就業の場所は除く。

③ 住居と勤務場所との往復に先行又は後続する住居間の移動

単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との移動が、勤務に就く当日若しくは前日又は勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合は原則として認められ、勤務に就く前々日以前から行われた場合については、交通機関の状況等の合理的な理由がある場合は認められる。

【通勤災害非該当とされた事例】

通勤途上、ゴルフの練習をするために、通常より1時間程度早く自宅を出た際に負傷した。

5 通勤災害の認定基準

(2) 住居

- ①職員が居住して、日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋
- ②勤務の都合その他特別の事情がある場合に、特に設けられた宿泊の場所
- ③単身赴任者等が週末帰宅型の通勤をしている場合の家族が住む住居

(3) 勤務場所

職務を遂行する場所として指定された場所（任命権者の支配下における行事が行われる場所を含む。）

☑通勤の「始点・終点」について

通勤の始点・終点に係る境界については、原則として一般人の通行が自由に認められる場所であるか否かで判断することとされている。

住居にあっては、原則として門、マンションのドア等が境界点であり、勤務場所にあっては、任命権者の支配管理権が及ぶ範囲である勤務公署の施設構内の出入口がその境界点である。

5 通勤災害の認定基準

(4) 合理的な経路及び方法

社会通念上、前記(1)の移動を行う場合に、通常用いると認められる経路及び方法等

	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
合理的な経路	<ul style="list-style-type: none"> ①経路の合理的解釈によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・通勤届による経路 ②通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 <ul style="list-style-type: none"> ・経路上の道路工事等、当日の交通事情により、やむを得ず迂回する経路 ・自動車通勤者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ・共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
方法	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通機関を利用する場合 ②自家用自動車、自転車等を使用する場合 ③徒歩による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ・飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合


5 通勤災害の認定基準

(5) 逸脱

通勤の途中において、通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれること。

(6) 中断

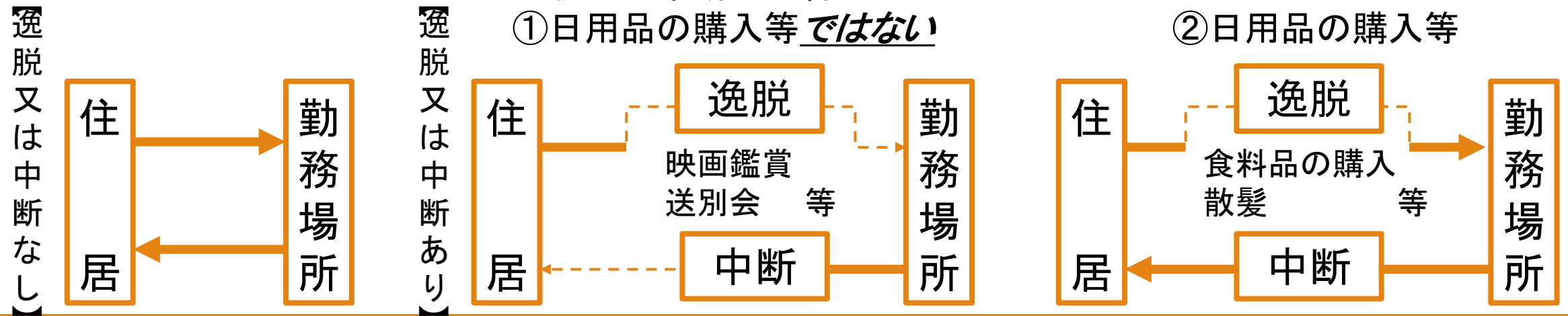
通勤の途中その経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと。

※下図の  線部分での被災は、通勤災害に該当する。

逸脱又は中断の内容が

①日用品の購入等 ではない

②日用品の購入等



↑ 経路に復したとしても 通勤とはしない

↑ 経路に復した後は通勤とする

5 通勤災害の認定基準

(7) 日常生活上必要な行為

逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても <u>通勤とはしない</u> 事例
<p>①日用品の購入その他これに準ずる行為 [日用品の購入に該当する行為] 次のものを購入する行為 ・飲食物品 ・家庭用薬品 ・衣料品 ・台所用品 など [日用品の購入に準ずる行為] ・独身職員が通勤途中で食事をする場合 ・理髪店、美容院に行く場合</p> <p>②教育機関等へ通う行為</p> <p>③病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為</p> <p>④選挙権行使その他これに準ずる行為</p> <p>⑤負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族等の介護</p>	<p>○次のものを購入する行為 ・装飾品、宝石等の奢侈品 ・テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財 ・スキー、ゴルフ等のスポーツ用品</p> <p>○通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合</p> <p>○観劇等のため回り道する場合</p> <p>○同僚の送別会に行く場合</p> <p>○冠婚葬祭に行く場合</p>

5 通勤災害の認定基準

(8) やむを得ない事由

日常生活の必要から通勤の途中で行う合理的な理由

(9) 最小限度のもの

逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要な最小限度の時間、距離等

【公務外・通勤災害非該当とされた事例】

・準夜勤後に5時間程度仮眠し退勤途中に負傷した。

5時間程度の仮眠←仮眠時間が相当長時間(概ね2時間以上とされる)に渡る場合は任命権者の支配拘束性から逸脱する。

・勤務を要しない日に出勤を命じられた職員が、実家で家業の手伝いを10分程度行った後、出勤する途上で負傷した。

家業の手伝い←日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものと認められない。

ご清聴ありがとうございました

以下の書籍もご活用ください

公務災害・通勤災害等の
認定・決定理論と実務提要
上 巻

地方公務員災害補償基金

公務災害・通勤災害等の
認定・決定理論と実務提要
下 巻

地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償
補償実施の手引

地方公務員災害補償基金